

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱

令和5年3月24日

告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、市内に所在する空き家等の除却を促進させ、安全・安心な生活環境を維持し、市内土地の利活用の促進、市内の景観の保全を図るため、空き家等の解体及び跡地利活用に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金交付規則（平成24年千曲市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 未接道空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項の規定に適合しない敷地に建築されたものをいう。
- (2) 老朽危険空き家 法第2条第2項に規定する特定空家等（自主的な対応が可能なものに対する法第14条第3項に規定する命令に係るものを除く。）又は特定空家等に準ずるものとして市長が認めるものをいう。
- (3) 空き家等 未接道空き家及び老朽危険空き家をいう。ただし、いずれも戸建て住宅又は併用住宅に限る。
- (4) 戸建て住宅 一つの敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (5) 併用住宅 一つの敷地に独立して建てられた建築物内に居住部分と店舗、事務所等居住以外の用途が併存している住宅（延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供しており、かつ、集合住宅でないもの。）をいう。
- (6) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき、千曲市立地適正化計画により設定された地域をいう。
- (7) 解体工事 空き家等に係る敷地内の建築物、工作物（地盤面下にあるものを除く。）及び立木その他の土地に定着する物の全てを解体し、及び撤去し、並びにそれに伴い発生した材料を運搬し、及び処分する工事をいう。（特別な理由があるものと

して市長が認めるものを除く。)

- (8) 解体跡地 法第2条第1項規定する空家等のうち、戸建て住宅又は併用住宅を解体工事した敷地をいう。
- (9) 所有者等 登記記録又は固定資産課税台帳に所有者若しくは共有者として記録されている者又はその相続人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象空き家等の解体工事又は補助対象解体跡地に住宅又は併用住宅の建設（以下「跡地利活用」という。）を実施する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 所有者等であること。ただし、共有名義の場合は、全ての共有者から当該空き家等の解体について同意を得た者に限り、相続人が複数の場合は、全ての相続人から当該空き家等の解体について同意を得た者
- (2) 不在者財産管理人・相続財産管理人・成年後見人等、公的機関が発行した書類等により、補助対象空き家等を解体する権限を有すると認められる者
- (3) 前2号に該当する者と補助対象空き家等が所在する土地所有者等が異なる場合は、土地所有者等の全員から当該空き家等の解体について同意を得た者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな

- (1) この要綱による補助の対象事業が完了した後の敷地、建築物等を適正管理することができない者
- (2) 補助金の交付を申請する日の属する年の前年（1月1日から6月30日までの間にあつては前々年）の収入金額又は所得金額が別表に掲げる金額以下でない者。この場合において、補助対象空き家等が共有物であるとき又は相続人が申請するときは、所有者等の全員の収入金額又は所得金額がそれぞれ別表に掲げる金額以下でない者
- (3) 市税等に滞納がある者
- (4) 本人及び同一世帯のすべての者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）及び千曲市暴力団排除条例（平成24年千曲市条例第41号）に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不相当と認めた者

(補助対象事業の種類及び対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業の種類及び対象経費は、次の表のとおりとする。

事業の種類	対象経費
(1) 空き家等解体事業（老朽危険空き家）	解体工事費（家財道具の撤去、運搬及び処分を除く）に要する費用のほか、解体工事に付随する次に掲げる費用 ア 解体工事後の敷地整地工事
(2) 空き家等解体事業（未接道空き家）	イ 周囲への安全を確保、環境を保持するうえで解体撤去工事及び廃棄物の処分に付随して行うことが適当と認められる工事等
(3) 空き家等解体事業（特定空家等危険除去）	特定空家等の認定要件となった建物等のみの除去（家財道具の撤去、運搬及び処分を除く）に要する費用
(4) 跡地利活用事業	解体跡地に戸建て住宅又は併用住宅を建設する工事に要する費用

2 前項の規定のほか次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (2) 営利目的として所有するものでないこと。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。

3 空き家等解体事業は次の各号に該当すること。

- (1) 千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金を受けていないこと。
- (2) 交付の決定を受けてから対象の事業に着手すること。
- (3) 次のいずれかに該当する者と契約すること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。）を受けた者

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の規定による解体工事業者の登録を受けた者

4 跡地利活用事業は次の各号に該当すること。

(1) 解体跡地になってから1年以内に、戸建て住宅又は併用住宅の建設工事に着手していること。

(2) 建設工事が完了してから1年以内に申請すること。

(補助金の額)

第5条 空き家等解体事業（老朽危険空き家）の補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）以内とし、100万円を限度とする。

2 空き家等解体事業（未接道空き家）の補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）以内とし、50万円を限度とする。

3 空き家等解体事業（特定空家等危険除去）の補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）以内とし、20万円を限度とする。

4 跡地利活用事業の補助金の額は、補助対象経費に対し50万円以内とする。この場合において、解体跡地が居住誘導区域内にある場合は、15万円以内として加算する。

(交付申請及び実績報告)

第6条 空き家等解体事業（老朽危険空家）、空き家等解体事業（未接道空き家）又は空き家等解体事業（特定空家等危険除去）（第13条において「空き家等解体事業」と総称する。）の交付申請をしようとする者は、補助対象工事の実施前に千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 空き家等の位置図

(2) 空き家等の現況写真

(3) 解体撤去工事の見積書の写し

(4) 建築基準法第43条第1項不適合報告書（様式第3号）と公図の写し又は電子地番図

(5) 所得証明書

(6) 同意書（様式第4号）

(7) 相続関係を証明できる書類（空き家等の所有者の相続人が申請する場合）

- (8) 公的機関が発行した書類の写し（不在者財産管理人・相続財産管理人・成年後見人等、公的機関が発行した書類等により補助対象空き家等を解体する権限を有する者が申請する場合）
- (9) 誓約書（様式第5号）
- (10) 解体撤去工事請負業者がその資格を有していることを証明する書類等の写し
- (11) 申請者の市税等の滞納がない証明書（市が申請者にかかる税情報を閲覧することに同意する場合は省略することができる。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、空き家等解体事業の補助対象工事が完了したときは事業完了の日から14日を経過した日又は補助金等の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれかの早い日までに千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金実績報告書（様式第10号）に、次の各号に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 解体工事の工事請負契約書の写し
- (2) 解体工事の領収書の写し
- (3) 解体工事の写真（着手前、工事中及び完了時の確認ができるもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 跡地利活用事業の交付申請をしようとする者は、補助の対象となる新築工事が完了した日以降に、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 跡地の位置図
- (2) 所得証明書
- (3) 建物の全部事項証明書（未登記の場合にあつては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写し、その他の所有者等であることが確認できる書類）
- (4) 土地の全部事項証明書（未登記の場合にあつては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写し、その他の所有者等であることが確認できる書類）
- (5) 同意書（様式第4号）
- (6) 申請者の市税等の滞納がない証明書
- (7) 誓約書（様式第5号）
- (8) 建設工事の工事請負契約書の写し

- (9) 建設工事の領収書の写し
 - (10) 建築物の配置図、平面図及び立面図
 - (11) 建設工事の写真（着手前、工事中及び完了時の確認のできるもの）
 - (12) 建築基準法に基づく検査済み証の写し
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、補助の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し又は担保にしてはならない。

（申請内容の変更又は廃止）

第9条 補助対象者は、申請内容を変更又は廃止しようとするときは、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金変更・廃止申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の変更又は廃止を決定したときは、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金変更・廃止決定通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（業務の遂行）

第10条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他の指示に従い適切に事業を行わなければならない。

（額の確定）

第11条 市長は、第6条第1項による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査

し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項により補助金の額を確定したときは、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金額確定通知書（様式第11号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 交付決定者は、前条の実績報告提出後に、補助金の交付を請求するときは、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の代理受領）

第13条 補助事業者は当該補助金の受領について、空き家等解体事業に係る補助金にあつては当該解体工事を行った者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業の総事業費から当該補助金を控除した額を超える額を交付決定者が当該解体工事を行った者に支払っているときは、代理受領できないものとする。

- 3 前条の規定にかかわらず、代理受領により補助金の交付を受けようとする交付決定者は、第11条の規定による通知を受けた後速やかに、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付請求書（代理受領）（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命じるものとする。

（調査等）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に必要な事項について報告させ、又は帳簿類その他物件を調査させることができる。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日告示第42号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和8年3月25日告示第43号)

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

区分	金額
給与所得のみの者	収入金額 1,442万円
その他の者	所得金額 1,200万円

備考

- 1 収入金額とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給与等の収入金額をいう。
- 2 所得金額とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得を合計した額をいう。

様式第1号（第6条関係）

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）千曲市長

申請者
住所
氏名

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1. 所在地	千曲市
2. 申請事業	<input type="checkbox"/> (1) 空き家等解体事業（老朽危険空き家） <input type="checkbox"/> (2) 空き家等解体事業（未接道空き家） <input type="checkbox"/> (3) 空き家等解体事業（特定空家等危険除去）
3. 事業費（税込み）	円
4. 事業期間	年 月 日 から 年 月 日
申請にあたり、私の税務関係及び土地所有者関係の書類を市が公簿等で確認することに <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	

※下の欄は市が記入する

① 対象事業費（税込み）	円
② 交付金額	補助対象事業費×1/2 = 円 又は <input type="checkbox"/> (1) 上限 100 万円 <input type="checkbox"/> (2) 上限 50 万円 <input type="checkbox"/> (3) 上限 20 万円 のいずれか少ないほう _____ 円
③ 添付書類	<input type="checkbox"/> (1) 位置図 <input type="checkbox"/> (2) 現況写真 <input type="checkbox"/> (3) 見積書（写） <input type="checkbox"/> (4) 建基法第 43 条第 1 項不適合報告書（様式第 3 号）と公図（写）または電子地番図 <input type="checkbox"/> (5) 所得証明書 <input type="checkbox"/> (6) 同意書（様式第 4 号） <input type="checkbox"/> (7) 相続関係を証明できる書類 <input type="checkbox"/> (8) 公的機関が発行した書類（写） <input type="checkbox"/> (9) 誓約書（様式第 5 号） <input type="checkbox"/> (10) 解体撤去工事請負業者の資格を証明する書類等（写） <input type="checkbox"/> (11) 市税の滞納等がない証明書 <input type="checkbox"/> (12) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）千曲市長

申請者
住所
氏名

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1. 所在地	千曲市
2. 申請事業	(4) 跡地利活用事業 <input type="checkbox"/> 居住誘導区域
3. 事業費（税込み）	円
4. 施工業者	
5. 住宅所有権取得日	年 月 日
申請にあたり、私の税務関係及び土地所有者関係の書類を市が公簿等で確認することに <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。	

※下の欄は市が記入する

① 対象事業費（税込み）	円
② 交付金額	上限 50 万円 + <input type="checkbox"/> 居住誘導区域 15 万円 円
③ 添付書類	<input type="checkbox"/> (1) 位置図 <input type="checkbox"/> (2) 所得証明書 <input type="checkbox"/> (3) 建物の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> (4) 土地の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> (5) 同意書（様式第4号） <input type="checkbox"/> (6) 市税等の滞納がない証明書 <input type="checkbox"/> (7) 誓約書（様式第5号） <input type="checkbox"/> (8) 工事請負契約書（写） <input type="checkbox"/> (9) 領収書等（写） <input type="checkbox"/> (10) 建築物の配置図、平面図及び立面図 <input type="checkbox"/> (11) 写真（着手前、工事中及び完了時の確認ができるもの） <input type="checkbox"/> (12) 建築基準法に基づく検査済み証（写） <input type="checkbox"/> (13) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第6条関係）

建築基準法第43条第1項不適合報告書
（未接道）

年 月 日

（宛先）千曲市長

申請者
住所
氏名

建築基準法第43条第1項に適合していない敷地に建築されていることを報告します。

記

① 敷地等と道路との関係	
<input type="checkbox"/> 敷地が道路等に接している長さが2.0m未満かどうか	
申請敷地が道路等に接している長さは	mです。
<input type="checkbox"/> 敷地が接している道路等の幅員が1.8m未満かどうか	
申請敷地が接している道路等の幅員は	mです。

※申請地の位置がわかるようにして公図（または電子地番図）を添付すること。

※下の欄は市が記入する

② 接する道路の種類	
<input type="checkbox"/> 建築基準法上の道路ではない	
<input type="checkbox"/> 国道	<input type="checkbox"/> 県道
<input type="checkbox"/> 市道	号線 w = m
<input type="checkbox"/> その他	w = m
<input type="checkbox"/> 位置指定道路 埴科・長野 第 号	
<input type="checkbox"/> ①・②より建築基準法第43条第1項に適合していない	<input type="checkbox"/> 適合している

様式第4号（第6条関係）

同意書

年 月 日

（共有者、相続人等）

住所

氏名

連絡先（電話）

下記の所在地の空き家について、（申請者）_____が空き家等解体事業・跡地利活用事業を実施することに同意します。

ただし、当該事業に要する費用は、全て申請者が負担してください。

記

- 1 当該空き家等・当該解体跡地の所在地
千曲市
- 2 解体工事・跡地利活用の概要

年 月 日

（宛先）千曲市長

申請者
住所
氏名

㊟

誓 約 書

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金の補助金交付申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 この補助金の交付申請の申請書及び関係書類の記載内容について事実と相違がなく、申請の要件を満たしております。また、申請する空き家等は下表のとおり、1年以上使用していない状況です。
 なお、報告内容に虚偽があった場合で、補助金の交付の決定がされ当該補助金が交付されていないときは当該補助金の交付の決定を取り消すことに同意し、既に補助金が交付されているときは当該補助金を返還します。
- 2 補助対象事業の実施にあたり、この事業の補助金及び国又は地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けておりません。
- 3 補助対象事業が完了した後の敷地及び建物等について適切に管理を行います。
- 4 所有権を有する者の全員が、暴力団員、暴力団関係者その他市長が適当でないとする者ではありません。また、必要に応じ、当該事実を確認するため、補助金の申請に係る書類に記載の個人情報に基づき、千曲市が長野県警察本部へ照会することについて同意します。
- 5 補助事業の実施に当たり、次の同意を得ております。
 - (1) 空き家等解体事業を申請する場合であって、解体工事の対象物が存する土地及び当該対象物の所有者等の全員からの同意
 - (2) 跡地利活用事業を申請する場合であって、解体跡地及び当該対象物の所有者等の全員からの同意
- 6 補助対象事業の実施にあたり、公共事業等の補償の対象となっておりません。
- 7 補助事業の実施にあたり、関係法令、規則及びこの要綱の規定を遵守します。
- 8 補助事業の実施にあたり、紛争等が生じた場合は、責任をもって解決し、千曲市に対して仲裁を求めず、また、一切の損害を与えません。

空き家等の使用状況（記載しきれない場合は別紙も可）	
経 緯	
年 月 日	
年 月 日	

様式第6号（第7条関係）

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付決定通知書

千曲市指令 第 号
年 月 日

様

千曲市長

年 月 日付で申請のありました千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金については、下記のとおり交付を決定しましたので、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 補助事業の名称 千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業
2. 補助事業者 住 所 _____
氏 名 _____
3. 補助対象事業 (1) 空き家等解体事業（老朽危険空き家）
 (2) 空き家等解体事業（未接道空き家）
 (3) 空き家等解体事業（特定空家等危険除去）
 (4) 跡地利活用事業
4. 交付決定額 _____ 円
5. 交付の条件
 - (1) この補助金は、交付の目的以外に使用しないこと。
 - (2) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしないこと。
 - (3) 実績報告書を 年 月 日までに市長に提出できるものであること。
 - (4) 補助金の交付の決定を受けた事業の内容を変更又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (5) 補助対象工事の遂行状況に関し、必要に応じて報告を求め、実施調査を行うことがある。
 - (6) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき若しくは補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (7) その他、この補助金に係る要綱の規定を遵守すること。

様式第7号（第7条関係）

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金不交付決定通知書

千曲市指令 第 号
年 月 日

様

千曲市長

年 月 日付で申請のありました千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金については、下記のとおり不交付を決定しましたので、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

1. 補助事業の名称 千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業
2. 補助事業者 住 所 _____
氏 名 _____
3. 補助対象事業 (1) 空き家等解体事業（老朽危険空き家）
 (2) 空き家等解体事業（未接道空き家）
 (3) 空き家等解体事業（特定空家等危険除去）
 (4) 跡地利活用事業
4. 不交付の理由

様式第8号（第9条関係）

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金変更・廃止申請書

年 月 日

（宛先）千曲市長

申請者
住所
氏名

年 月 日付千曲市指令 第 号で交付決定を受けた千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業について下記のとおり変更・廃止したいので、規定により申請します。

1. 所在地	千曲市	
2. 事業の種類	<input type="checkbox"/> (1) 空き家等解体事業（老朽危険空き家） <input type="checkbox"/> (2) 空き家等解体事業（未接道空き家） <input type="checkbox"/> (3) 空き家等解体事業（特定空家等危険除去）	
3. 理由 （変更・廃止）		
4. 事業に要する経費	変 更 前	変 更 後
	全体事業費 _____円 補助対象事業費 _____円	全体事業費 _____円 補助対象事業費 _____円
5. 添付図書	①変更内容を確認できる書類 （工事内訳見積書の写し及び図面等（変更がある場合）） ②その他、市長が必要と認める書類	

添付図書 第6条第1項、第2項の各号に掲げる関係書類のうち、変更に係るもの

様式第9号（第9条関係）

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金変更・廃止決定通知書

千曲市指令 第 号
年 月 日

様

千曲市長

年 月 日付で申請のありました千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業の変更・廃止については、下記のとおり決定しましたので、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1. 補助事業の名称 千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業
2. 補助事業者 住 所 _____
氏 名 _____
3. 補助対象事業 (1) 空き家等解体事業（老朽危険空き家）
 (2) 空き家等解体事業（未接道空き家）
 (3) 空き家等解体事業（特定空家等危険除去）
4. 当初決定額 _____ 円
5. 補助金の変更・廃止 変 更 廃 止
6. 変更交付決定額 _____ 円
変更増減額 _____ 円

様式第 10 号（第 6 条関係）

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）千曲市長

申請者

住所

氏名

次のとおり、補助金の交付決定を受けた千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業が完了したので、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業の種類	<input type="checkbox"/> (1) 空き家等解体事業（老朽危険空き家） <input type="checkbox"/> (2) 空き家等解体事業（未接道空き家） <input type="checkbox"/> (3) 空き家等解体事業（特定空家等危険除去）
指令年月日 番 号	当初 年 月 日付 千曲市指令 第 号
	変更 年 月 日付 千曲市指令 第 号
所 在 地	千曲市
交付決定額	（最終） 円
工事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

添付書類（添付する書類に□に印をすること）

(1) 空き家等解体事業

- (1) 解体工事の工事請負契約書（写）
- (2) 解体工事の領収書等（写）
- (3) 解体工事の写真（着手前、工事中及び完了時の確認ができるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 11 号（第 11 条関係）

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金額確定通知書

千曲市達 第 号
年 月 日

様

千曲市長

年 月 日付千曲市指令 第 号で申請のありました千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 補助事業の名称 千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業
2. 補助事業者 住 所 _____
氏 名 _____
3. 補助対象事業 (1) 空き家等解体事業（老朽危険空き家）
 (2) 空き家等解体事業（未接道空き家）
 (3) 空き家等解体事業（特定空家等危険除去）
 (4) 跡地地利活用事業
4. 交付決定額 _____ 円
5. 交付確定額 _____ 円

様式第 12 号 (第 12 条関係)

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 千曲市長

申請者

住所

氏名

㊟

年 月 日付千曲市達 第 号をもって確定通知のあった千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金の交付を、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 _____ 円

事業名	<input type="checkbox"/> (1) 空き家等解体事業 (老朽危険空き家)
	<input type="checkbox"/> (2) 空き家等解体事業 (未接道空き家)
	<input type="checkbox"/> (3) 空き家等硬い事業 (特定空家等危険除去) <input type="checkbox"/> (4) 跡地利活用事業

振 込 先 口 座 名	
金融機関名	銀行 農協 金庫 信用組合 本店(所) 支店 支所
口座番号	普通・当座 No.()
フリガナ	
口座名義人	

様式第 13 号 (第 13 条関係)

千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付請求書 (代理受領)

年 月 日

(宛先) 千曲市長

申請者
住所
氏名 ㊟

年 月 日付千曲市達 第 号をもって確定通知のあった千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金の交付を、千曲市空き家等解体・跡地利活用促進事業補助金交付要綱第 13 条の規定により下記のとおり請求します。

なお、この請求による補助金の受領に係る権限については、次のものに委任します。

記

交付請求額 金 _____ 円

事業名	<input type="checkbox"/> (1) 空き家等解体事業 (老朽危険空き家) <input type="checkbox"/> (2) 空き家等解体事業 (未接道空き家) <input type="checkbox"/> (3) 空き家等解体事業 (特定空家等危険除去)
-----	--

受 任 者	
事務所 (事業所) 名	
代表者	㊟
所在地	電話 ()

振 込 先 口 座 名		
金融機関名	銀行 農協 金庫 信用組合	本店(所) 支店 支所
口座番号	普通・当座 No.()	
フリガナ		
口座名義人		